

(付) 消防法について

消防法では、発火性または引火性を有する危険物の取扱い等に関し、様々な規制を行っている。

農薬の中には、有効成分の性質や、油剤や乳剤のように原体を希釈するために加える有機溶媒や、乳化剤等の補助成分の性質から危険物に該当するものがある。具体的な例では、塩素酸塩水溶剤は酸化性固体に、硫黄粉剤は可燃性固体に、スミチオン乳剤は引火性液体の第二石油類に、マシン油乳剤は引火性液体の第三石油類にそれぞれ該当する。

別表に示した指定数量以上の危険物を取り扱う製造所・貯蔵所又は取扱所を設置する場合や、施設の位置・構造又は設備を変更する場合には、あらかじめ市町長等の許可を受けなければならない。指定数量以上の危険物を取り扱うこれらの施設では、危険物の取扱いは危険物取扱者でなければ行うことができず、それ以外の場合は危険物取扱者の立会いが必要である。

指定数量未満の貯蔵・取扱いについては、市町村条例により技術上の基準が定められている（詳細は、各市町の火災予防条例「指定数量未満の危険物の貯蔵及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」を参照）。

また、危険物の運搬については、量の多少にかかわらず、その容器、積載方法及び運搬方法について技術上の基準（危険物の規制に関する政令第 28～30 条）が定められている。

別 表

類別	法律による指定		政令による指定	
	性質	品名	性質	指定数量
第 1 類	酸化性固体	塩素酸塩類 次亜塩素酸塩類等	第一種酸化性固体	50 kg
			第三種酸化性固体	1,000 kg
第 2 類	可燃性固体	硫黄等		100 kg
第 4 類	引火性液体	第一石油類	非水溶性液体	200 ㍓
			水溶性液体	400 ㍓
		アルコール類		400 ㍓
		第二石油類 (例：乳剤)	非水溶性液体	1,000 ㍓
			水溶性液体	2,000 ㍓
		第三石油類 (例：マシン油)	非水溶性液体	2,000 ㍓
水溶性液体	4,000 ㍓			

※法及び政令で定めるもののうち農薬に関連する部分のみ掲載した。

(法：消防法、政令：危険物の規制に関する政令第 1 条の 11、昭和 63 年 12 月)